



平成 29 年 11 月 8 日

各 位

会 社 名 中央ビルト工業株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 西本 安秀
(コード：1971、東証第二部)
問合せ先 取締役管理本部長 石井 裕
(TEL. 03-3661-9631)

平成 30 年 3 月期第 2 四半期報告書の 提出期限延長に係る承認申請書提出のお知らせ

当社は、本日開催の当社臨時取締役会において、企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書の関東財務局への提出について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書
平成 30 年 3 月期第 2 四半期報告書 (自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 29 年 9 月 30 日)
2. 延長前の提出期限
平成 29 年 11 月 14 日
3. 延長が承認された場合の提出期限
平成 29 年 12 月 14 日

4. 提出期限の延長を必要とする理由

当社は、名古屋工場において、棚卸資産の過大計上などの過年度決算の訂正の対象となり得る不適切な会計処理が行われていることが判明したため、平成 29 年 9 月 7 日に外部の有識者等を構成員に含む調査委員会を設置いたしました。

現在までの調査結果といたしましては、関与者は退職済の元取締役製造本部長と名古屋工場所属の工場長他 3 名で、名古屋工場の月次業績不振を隠ぺいするために元取締役製造本部長の指示により担当者が棚卸資産の架空在庫を計上し製造原価を減少させていたものと推定されます。その他、製造における構成表の登録誤りや材料歩留まり率の悪化、誤謬と不正の区別が困難なオペレーションミス等により、年 2 回行われる実地棚卸では帳簿残高が実在庫と比較して大幅に過大となったにも関わらず、報告及び発生原因の追求をせずに架空の棚札を作成し改ざんを繰り返した結果、大幅な架空在庫を計上する結果となりました。

またこれ以外に、平成 27 年 3 月頃に発生した仕損じ品の処理に際し、除却稟議申請金額を過少申請して約 44 百万円の在庫を隠ぺいしていたことが判明しており、調査委員会および監査法人立会のもと実施した名古屋工場棚卸の結果、棚卸資産の過大計上額は約 3 億 9 百万円と判明しております。

調査委員会による調査が継続しており、現時点では、当事業年度の期首残高等を確定するために必要な過年度の財務諸表の訂正が提出期限までに完了せず、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項の提出期限である平成 29 年 11 月 14 日までに当第 2 四半期報告書の提出は困難であるとの判断に至り、提出期限を平成 29 年 12 月 14 日とした四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を提出することといたしました。

なお、今後の開示日程につきましては、本適時開示日より調査委員会による過年度の影響額の明確化に係る調査・確認作業に約1週間、調査委員会の調査結果を受けて適正な決算数値を確定させる作業に10日程度、有限責任監査法人トーマツによる監査に約2週間程度日数を要すると見込んでおります。

5. 今後の見通し

今回の提出期限延長に係る申請が承認された場合は、速やかに開示いたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、お取引先および関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

以 上